

「なかのん」及び「なかっちゃん」着ぐるみ活用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中之条町イメージキャラクター「なかのん」及び「なかっちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(着ぐるみの種類及び貸付体数)

第2条 着ぐるみの種類は、次に掲げるものとする。

(1) 体操服タイプ

(2) 浴衣タイプ

2 着ぐるみの貸付体数は、1体とする。ただし、中之条町の機関が利用する場合であって町長が特に必要と認めたときは、2体を限度に貸し付けることができる。

(利用許可の申請)

第3条 着ぐるみを利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ、着ぐるみ利用申請書（別記様式第1号）に、借受を希望する行事の概要がわかる資料を添えて町長に提出し、許可を得られなければならない。

2 同一時期に前項の申請が重複した場合は、中之条町主催行事を優先し、以降先着順とする。

3 着ぐるみに入る者については、利用者側から申請前に依頼するものとする。

4 申請は、利用を希望する日の属する月の3ヶ月前の月から利用する7日前までに行うものとする。

5 町長は、第1項の許可に際し条件を付することができる。

(利用許可基準)

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの利用を許可しないものとする。

(1) 中之条町の品位を傷付け、又は正しい理解の妨げになるとき。

(2) 着ぐるみを正しい利用方法に従って利用しないとき。

(3) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。

(5) 暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが利用しようとするとき。

(6) 個人的な行事等で利用しようとするとき。

(7) その他町長が着ぐるみ利用について不適切と認めたとき。

(利用許可の通知)

第5条 町長は、利用者に対し、利用許可（又は不許可）の通知を行う。

- 2 前項の連絡は、着ぐるみ利用許可書（別記様式第2号）又は着ぐるみ利用不許可書（別記様式第3号）をもって行う。

(着ぐるみに入る者の制限)

第6条 着ぐるみに入る者は、次のとおりとし、利用前に必ず利用に関する説明を受けなければならない。

- (1) 「なかのん」に入る者は、身長 155～170cm 程度の者とする。
- (2) 「なかっこちゃん」に入る者は、身長 100cm 以下の子どもとする。

(利用期間及び利用時間)

第7条 利用期間は、原則として5日以内とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は延長することができる。

- 2 申込・借受及び返却の日時は、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始の休日を除く平日の9時～17時までとし、それ以外の時間については町長と協議する。

(利用料)

第8条 中之条町の機関に貸し付ける場合は無償とし、法人その他の団体に貸し付ける場合は利用料を徴収する。

- 2 利用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 営利を目的としない利用と認められる場合 1,500円
 - (2) 営利を目的とした利用と認められる場合 10,000円
- 3 前2項の規定にかかわらず、公益上必要があるときは、町長が申請内容及び参考資料を審査の上、無償で貸し付けることができる。

(利用料の納付等)

第9条 利用者は、町長が発行する納入通知書により、利用料を納付しなければならない。

- 2 前項の利用料は還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により着ぐるみを利用することができなくなった場合は、利用料を還付することができる。

(貸出期間の超過)

第10条 第5条の利用許可書の貸出期間を超えて着ぐるみを利用した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ各号に定める額を利用料として徴収する。

- (1) 第8条第2項第1号に該当する場合 1日につき300円
 - (2) 第8条第2項第2号に該当する場合 1日につき1,000円
- 2 前項の利用料は、着ぐるみの返納の際に現金で領収する。

(利用上の遵守事項)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込者の記載どおりに利用すること。
- (3) 利用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で利用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で利用しないこと。
- (6) その他町長が付した条件に従って利用すること。

(許可内容の変更等)

第12条 利用者が利用許可の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、利用変更許可申請書(別記様式第4号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 町長は、前項の申請に基づき、許可することが適切と認めるときは、利用変更許可書(別記様式第5号)を申請者に交付するものとする。

(利用許可の取消)

第13条 利用者が、第11条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その利用の許可を取り消すとともに、以後の利用は許可しない。この場合において、利用者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

2 町長は、前項に基づき、その利用の許可を取り消すことが適切と判断した場合、利用許可取消書(別記様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(現状復帰)

第14条 着ぐるみを汚損した場合は、利用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

(町長の責任)

第15条 着ぐるみの利用により、利用者が被った被害、又は利用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切その責めを負わない。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別紙

着ぐるみ等の利用及び利用後の手入れに関する注意事項

- 1 着用の際は、長袖、長ズボン、手袋、バンダナ等を着用すること。
- 2 会場の気温、天候等を考慮し、水分補給や頸部等の冷却など、十分な暑さ対策をすること。
また、長時間着用する場合は適宜休憩をとるなど、無理のない着用をすること。
- 3 火気・水気には近づけないこと。特に、雨天時には屋外で利用しないこと。また、長時間車内などの高温になる場所に放置しないこと。
- 4 キャラクターのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
- 5 着ぐるみを着用すると視野が狭まり、音声も聞き取りにくくなるので、安全対策のため、必ず補助者（1体に1人ずつ）をつけること。
- 6 体調不良や危険回避の合図を、事前に補助者と確認し、控え室・休憩場所への道程を確認すること。
- 7 利用後は、消臭スプレーを利用し、次のとおり処理すること。
 - (1) なかのんの頭部、胴体、装飾品およびなかつこちゃんの頭部、上着、ズボン・・・内側に利用
 - (2) なかのんの腕、脚・・・内側、外側両方
 - (3) なかのんの胴体、なかつこちゃんの頭部、上着、ズボンは裏返しにして、風通しの良いところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。天日干しは厳禁。
- 8 着ぐるみの上に重い物を乗せたり座ったりしないこと。特に頭部の球体はデリケートなので、十分に注意すること。
- 9 借受および返却の際は、町長と利用者で構成品の確認を行い、取扱いについて説明を行う。